

○ 新旧対照表

次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
頁	頁
(第1～第8 省略)	(第1～第8 同左)
第9 措法第40条の規定による承認申請関係	第9 措法第40条の規定による承認申請関係
1～25 (省略)	1～25 (同左)
26 財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書・・・・・・・・・・50	(新規)
27 租税特別措置法施行令第25条の17第3項の規定により代替資産を取得 する場合の届出書・・・・・・・・・・52	(新規)
28 租税特別措置法第40条第5項の規定による買換資産の届出書・・・・・・・・・・54	(新規)
29 租税特別措置法第40条第6項の規定による公益法人等が合併する場合 の届出書・・・・・・・・・・56	(新規)
30 租税特別措置法第40条第7項の規定による公益法人等が解散する場合 の届出書・・・・・・・・・・58	(新規)
31 租税特別措置法第40条第8項の規定による公益法人等が認定の取消し 処分を受けた場合の届出書・・・・・・・・・・60	(新規)
32 租税特別措置法第40条第9項の規定による特定一般法人が公益目的支 出計画に基づき公益法人等に贈与する場合の届出書・・・・・・・・・・62	(新規)
33 租税特別措置法第40条第11項の規定による特定一般法人が公益認定を 受けた場合の届出書・・・・・・・・・・64	(新規)
34 租税特別措置法施行令第25条の17第21項の規定による公益法人等が公 益認定を取り消された場合の届出書・・・・・・・・・・66	(新規)
35 特例民法法人である公益法人等が公益社団法人又は公益財団法人へ移 行・一般社団法人又は一般財団法人へ移行した場合の届出書・・・・・・・・・・68	(新規)
36 租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書・・・・・・・・・・70	(新規)
(第10～第11 省略)	(第10～第11 省略)

○ 新旧対照表

改 正 後	改 正 前																																																																								
第1表 共同提出の代表者用 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書 国 税 庁 長 官 殿 〒 申請者 住 所 _____ 〒 氏 名 _____ 生年月日 (明・大・昭・平 年 月 日) 職 業 _____ 電話番号 _____ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認申請をいたします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">寄 附 年 月 日</td> <td style="width: 20%;">平成 年 月 日</td> <td style="width: 20%;">寄附の 態 様</td> <td style="width: 20%;">☐贈与 ☐法人を設立する ための財産提供</td> </tr> <tr> <td>財産の寄附を 受けた法人</td> <td>所 在 地 電 話 番 号 _____ (電 話 番 号 ____ - ____)</td> <td>〒 氏 名 _____</td> <td>〒 代 表 者 氏 名 _____</td> </tr> </table> 財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類 第2表から第18表までの記載及び添付書類のとおりです。 私は、上記の法人に財産の寄附をした次の者の代表者として、これらの者の承認申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しております。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>住 所</th> <th>氏 名</th> <th>私との親類 又は 関係</th> <th>承認申請書を提出した税務署名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>〒</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>〒</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>〒</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>〒</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>〒</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>〒</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> (資13-1-1-A4統一)	寄 附 年 月 日	平成 年 月 日	寄附の 態 様	☐ 贈与 ☐ 法人を設立する ための財産提供	財産の寄附を 受けた法人	所 在 地 電 話 番 号 _____ (電 話 番 号 ____ - ____)	〒 氏 名 _____	〒 代 表 者 氏 名 _____	住 所	氏 名	私との親類 又は 関係	承認申請書を提出した税務署名	〒				〒				〒				〒				〒				〒				第1表 共同提出の代表者用 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書 国 税 庁 長 官 殿 〒 申請者 住 所 _____ 〒 氏 名 _____ 生年月日 (明・大・昭・平 年 月 日) 職 業 _____ 電話番号 _____ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 公益を目的とする事業を営む法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認申請をいたします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">寄 附 年 月 日</td> <td style="width: 20%;">平成 年 月 日</td> <td style="width: 20%;">寄附の 態 様</td> <td style="width: 20%;">☐贈与 ☐法人を設立する ための財産提供</td> </tr> <tr> <td>財産の寄附を 受けた法人</td> <td>所 在 地 電 話 番 号 _____ (電 話 番 号 ____ - ____)</td> <td>〒 氏 名 _____</td> <td>〒 代 表 者 氏 名 _____</td> </tr> </table> 財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類 第2表から第18表までの記載及び添付書類のとおりです。 私は、上記の法人に財産の寄附をした次の者の代表者として、これらの者の承認申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しております。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>住 所</th> <th>氏 名</th> <th>私との親類 又は 関係</th> <th>承認申請書を提出した税務署名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>〒</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>〒</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>〒</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>〒</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>〒</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>〒</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> (資13-1-1-A4統一)	寄 附 年 月 日	平成 年 月 日	寄附の 態 様	☐ 贈与 ☐ 法人を設立する ための財産提供	財産の寄附を 受けた法人	所 在 地 電 話 番 号 _____ (電 話 番 号 ____ - ____)	〒 氏 名 _____	〒 代 表 者 氏 名 _____	住 所	氏 名	私との親類 又は 関係	承認申請書を提出した税務署名	〒				〒				〒				〒				〒				〒			
寄 附 年 月 日	平成 年 月 日	寄附の 態 様	☐ 贈与 ☐ 法人を設立する ための財産提供																																																																						
財産の寄附を 受けた法人	所 在 地 電 話 番 号 _____ (電 話 番 号 ____ - ____)	〒 氏 名 _____	〒 代 表 者 氏 名 _____																																																																						
住 所	氏 名	私との親類 又は 関係	承認申請書を提出した税務署名																																																																						
〒																																																																									
〒																																																																									
〒																																																																									
〒																																																																									
〒																																																																									
〒																																																																									
寄 附 年 月 日	平成 年 月 日	寄附の 態 様	☐ 贈与 ☐ 法人を設立する ための財産提供																																																																						
財産の寄附を 受けた法人	所 在 地 電 話 番 号 _____ (電 話 番 号 ____ - ____)	〒 氏 名 _____	〒 代 表 者 氏 名 _____																																																																						
住 所	氏 名	私との親類 又は 関係	承認申請書を提出した税務署名																																																																						
〒																																																																									
〒																																																																									
〒																																																																									
〒																																																																									
〒																																																																									
〒																																																																									

改正後

〔第1表（単独提出者・共同提出の代表者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

- 贈与した者が単独で申請書を提出するとき
- 2人以上の贈与した者が共同して申請書を提出する場合でそれらの者の代表者が申請書を提出するとき

〔注〕1 共同して申請書を提出する場合について

同じ法人に財産を贈与した者が2人以上いる場合は、それらの者が共同して申請書を提出することができます。

この場合には、それらの者が代表者を選び、代表者が、申請書の第2表から第18表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類をまとめて提出することとし、代表者以外の者については、申請書の第1表<共同提出の代表者以外の者用>だけを提出してください。

- 2 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

- (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
- (2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

〔注〕1 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

- 2 「法人の設立年月日」とは、次の法人については、それぞれ次の日をいいます。

特定一般法人・学校法人・社会福祉法人・宗教法人・更生保護法人・医療法人・特定非営利活動法人 法人の設立登記年月日

- 2 「申請書」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 この表を使用する者が共同提出の代表者でない場合には、この表を共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第1表の下部の欄）を斜線で抹消してください。
- 4 「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。

改正前

〔第1表（単独提出者・共同提出の代表者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

- 贈与した者が単独で申請書を提出するとき
- 2人以上の贈与した者が共同して申請書を提出する場合でそれらの者の代表者が申請書を提出するとき

〔注〕1 共同して申請書を提出する場合について

同じ法人に財産を贈与した者が2人以上いる場合は、それらの者が共同して申請書を提出することができます。

この場合には、それらの者が代表者を選び、代表者が、申請書の第2表から第18表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類をまとめて提出することとし、代表者以外の者については、申請書の第1表<共同提出の代表者以外の者用>だけを提出してください。

- 2 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

- (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
- (2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

〔注〕1 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

- 2 「法人の設立年月日」とは、次の法人については、それぞれ次の日をいいます。

① 財団法人・社団法人（民法第34条の規定により設立された法人） 法人の設立許可年月日

② 学校法人・社会福祉法人・宗教法人・更生保護法人・医療法人・特定非営利活動法人 法人の設立登記年月日

- 2 「申請書」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 この表を使用する者が共同提出の代表者でない場合には、この表を共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第1表の下部の欄）を斜線で抹消してください。
- 4 職業欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。

改正後

提出先	提出先
提出先	提出先

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

国 税 庁 長 官 殿

〒

申請者 住 所

氏 名

生年月日(明・大・昭・平 年 月 日)

職 業

電話番号

平成 年 月 日

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認申請をいたします。

寄 附 年 月 日	平成 年 月 日	寄附の 趣 向	☐ 贈与 ☐ 法人を設立する ための財産提供
財産の寄附を 受けた法人	所在地 電話番号 (電話番号 ー ー)	法人名称	代表者 氏 名
財産の寄附を受けた法人の事業 目的その他租税特別措置法施行 規則第18条の19に定める事項及 び添付書類		下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて 記載及び添付してあります。	

寄附財産の明細

種 類	細目(地目・構造等)	所 在 地	数 量	共有持分

申請の代表者に関する事項

住 所	氏 名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請 書を提出した税務署名

(資13-1-2-A4 統一)

第1表 (共同提出の代表者以外の者用)

改正前

提出先	提出先
提出先	提出先

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

国 税 庁 長 官 殿

〒

申請者 住 所

氏 名

生年月日(明・大・昭・平 年 月 日)

職 業

電話番号

平成 年 月 日

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認申請をいたします。

寄 附 年 月 日	平成 年 月 日	寄附の 趣 向	☐ 贈与 ☐ 法人を設立する ための財産提供
財産の寄附を 受けた法人	所在地 電話番号 (電話番号 ー ー)	法人名称	代表者 氏 名
財産の寄附を受けた法人の事業 目的その他租税特別措置法施行 規則第18条の19に定める事項及 び添付書類	下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて 記載及び添付してあります。		

寄附財産の明細

種 類	細目(地目・構造等)	所 在 地	数 量	共有持分

申請の代表者に関する事項

住 所	氏 名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請 書を提出した税務署名

(資13-1-2-A4 統一)

第1表 (共同提出の代表者以外の者用)

改 正 後

【第1表（共同提出の代表者以外の者用）の記載要領等】

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

- 2人以上の贈与した者が共同して申請書を提出する場合の代表者以外の者が申請書を提出するとき

なお、共同して申請書を提出する場合の承認申請書（第2表から第18表）、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及び添付書類の提出は代表者が行いますので、この申請書を提出する各申請者は、この申請書（第1表）のみをそれぞれの住所地の所轄税務署長に提出してください。

（注） 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

(2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

（注） 1 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

2 「法人の設立年月日」とは、次の法人については、それぞれ次の日をいいます。

特定一般法人・学校法人・社会福祉法人・宗教法人・更生保護法人・医療法人・特定非営利活動法人 法人の設立登記年月日

- 2 「申請書」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

- 3 「寄附財産の明細」には、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、土地及び建物以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。

また土地及び建物以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机、いすなどの種類ごとの数量を、美術品は1点ごとの名称及び作者名を記載します。この場合に、記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。

- 4 「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。

- 5 職業欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。

改 正 前

【第1表（共同提出の代表者以外の者用）の記載要領等】

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

- 2人以上の贈与した者が共同して申請書を提出する場合の代表者以外の者が申請書を提出するとき

なお、共同して申請書を提出する場合の承認申請書（第2表から第18表）、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及び添付書類の提出は代表者が行いますので、この申請書を提出する各申請者は、この申請書（第1表）のみをそれぞれの住所地の所轄税務署長に提出してください。

（注） 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

(2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の成立年月日

（注） 1 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

2 「法人の設立年月日」とは、次の法人については、それぞれ次の日をいいます。

① 財団法人・社団法人（民法第34条の規定により設立された法人）

法人の設立許可年月日

② 学校法人・社会福祉法人・宗教法人・更生保護法人・医療法人・特定非営利活動法人

法人の設立登記年月日

- 2 「申請書」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

- 3 「寄附財産の明細」には、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、土地及び建物以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。

また土地及び建物以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机、いすなどの種類ごとの数量を、美術品は1点ごとの名称及び作者名を記載します。この場合に、記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。

- 4 「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。

- 5 職業欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。

改正後

第1表
〔死・遺亡した贈与者用〕

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国税庁長官 殿

寄附者

住 所	氏 名	死 亡 年 月 日 (年 月 日)
		平成 (年 月 日) (歳)

申請者 (上記の者の相続人及び包括受遺者)

住 所・電 話 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	職 業	上記の者との 続柄又は関係
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の贈与税の承認申請をいたします。

寄 附 年 月 日	平成 年 月 日	寄附の 形 態	☐ 贈与 ☐ 遺贈	☐ 法人を設立する ための財産提供 ☐ 生前処分 ☐ 遺 言
-----------	----------	------------	--	--

財産の寄附を
受けた法人

所 在 地 電 話 番 号	〒 (電 話 番 号 - -)
氏 名	代表者 氏 名

財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類

第2表から第18表まで記載及び添付のとおりです。

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として次の者を指定し届け出ます。

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名	
-----------------------------	--

(資 13-1-3-A 4 統一)

改正前

第1表
〔死・遺亡した贈与者用〕

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国税庁長官 殿

寄附者

住 所	氏 名	死 亡 年 月 日 (年 月 日)
		平成 年 月 日 (歳)

申請者 (上記の者の相続人及び包括受遺者)

住 所・電 話 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	職 業	上記の者との 続柄又は関係
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		

公益を目的とする事業を営む法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の贈与税の承認申請をいたします。

寄 附 年 月 日	平成 年 月 日	寄附の 形 態	☐ 贈与 ☐ 遺贈	☐ 法人を設立する ための財産提供 ☐ 生前処分 ☐ 遺 言
-----------	----------	------------	--	--

財産の寄附を
受けた法人

所 在 地 電 話 番 号	〒 (電 話 番 号 - -)
氏 名	代表者 氏 名

財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類

第2表から第18表まで記載及び添付のとおりです。

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名として次の者を指定し届け出ます。

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名	
-----------------------------	--

(資 13-1-3-A 4 統一)

改 正 後

【第1表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等】

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

- 贈与した者が申請書を提出する前に死亡したため、贈与した者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するとき
- 被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈したとき
- 被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供したとき

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - (2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

(注) 1 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。
- 2 「法人の設立年月日」とは、次の法人については、それぞれ次の日をいいます。
特定一般法人・学校法人・社会福祉法人・宗教法人・更生保護法人・医療法人・特定非営利活動法人 法人の設立登記年月日
- (3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日）
- 2 「申請者」の欄には、寄附者の相続人及び包括受遺者のすべての者が所定事項を記載し、押印してください。
- 3 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が、国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。

《添付書類》

- 1 申請者が寄附者（死亡した者又は遺贈者）の相続人である場合には、申請者及び寄附者の戸籍謄本
- 2 財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し

改 正 前

【第1表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等】

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

- 贈与した者が申請書を提出する前に死亡したため、贈与した者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するとき
- 被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈したとき
- 被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供したとき

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - (2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

(注) 1 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。
- 2 「法人の設立年月日」とは、次の法人については、それぞれ次の日をいいます。
 ① 財団法人・社団法人（民法第34条の規定により設立された法人） 法人の設立許可年月日
 ② 学校法人・社会福祉法人・宗教法人・更生保護法人・医療法人・特定非営利活動法人 法人の設立登記年月日
- (3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日）
- 2 「申請者」の欄には、寄附者の相続人及び包括受遺者のすべての者が所定事項を記載し、押印してください。
- 3 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が、国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。

《添付書類》

- 1 申請者が寄附者（死亡した者又は遺贈者）の相続人である場合には、申請者及び寄附者の戸籍謄本
- 2 財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し

改 正 後

1 財産の寄附を受けた法人の設立年月日及び事業の目的

法人の設立の 許可年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日	主 務 官 庁 名 及 び 確 立 機 関 名 〔担当課〕	
法人の設立の 登記年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日		
法 人 の 事 業 の 目 的						
法人が設置運営している施設	名 称	所 在 地	設置年月日〔注〕	施設の業務内容		
		〒	明・大・昭・平			
		〒	明・大・昭・平			
		〒	明・大・昭・平			
		〒	明・大・昭・平			

〔注〕「設置年月日」欄は、その施設が法人設立の日前から設置されている場合には、当初の設置年月日を記入します。

第2表

2 寄附の目的（設立のための寄附である場合は、設立の趣旨）

（資 13-1-4-A 4 統一）

改 正 前

1 財産の寄附を受けた法人の設立年月日及び事業の目的

法人の設立の 許可年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日	主 務 官 庁 名 及 び 確 立 機 関 名	
法人の設立の 登記年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日		
法 人 の 事 業 の 目 的						
法人が設置運営している施設	名 称	所 在 地	設置年月日〔注〕	施設の業務内容		
		〒	明・大・昭・平			
		〒	明・大・昭・平			
		〒	明・大・昭・平			
		〒	明・大・昭・平			

〔注〕「設置年月日」欄は、その施設が法人設立の日前から設置されている場合には、当初の設置年月日を記入します。

第2表

2 寄附の目的（設立のための寄附である場合は、設立の趣旨）

（資 13-1-4-A 4 統一）

改 正 後

〔第2表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 「主務官庁及び経由機関名」欄には、寄附を受けた法人の主務官庁名を〇〇省□□課、△△県××課というように具体的に記載するとともに、主務官庁への書類の提出に当たり窓口となっている機関が主務官庁と別にある場合は、その窓口となっている機関名も記載してください。
- 2 「法人の事業の目的」欄には、法人が行っている事業内容を具体的に記載してください。
- 3 「寄附の目的」欄には、寄附を行った目的、趣旨、理由等について具体的に記載してください。

《添付書類》

- 1 法人の設立許可書、認可書又は認証書の写し
- 2 介護保険事業を行う法人については、都道府県知事又は市町村長の指定（許可）書の写し
- 3 法人の登記事項証明書等
- 4 法人の定款、寄附行為又は規則の写し
- 5 法人が設置運営している施設の運営についての園則、管理（運営）規程、規則等の写し
- 6 法人が設置運営している施設の利用についての説明書、パンフレット等

改 正 前

〔第2表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 「主務官庁及び経由機関名」欄には、寄附を受けた法人の主務官庁名を記載するとともに、主務官庁への書類の提出に当たり窓口となっている機関が主務官庁と別にある場合は、その窓口となっている機関名を記載してください。
- 2 「法人の事業の目的」欄には、法人が行っている事業内容を具体的に記載してください。
- 3 「寄附の目的」欄には、寄附を行った目的、趣旨、理由等について具体的に記載してください。

《添付書類》

- 1 法人の設立許可書、認可書又は認証書の写し
- 2 介護保険事業を行う法人については、都道府県知事又は市町村長の指定（許可）書の写し
- 3 法人の登記事項証明書等
- 4 法人の寄附行為、定款又は規則の写し
- 5 法人が設置運営している施設の運営についての園則、管理（運営）規程、規則等の写し
- 6 法人が設置運営している施設の利用についての説明書、パンフレット等

改 正 後

3 寄附財産の明細及び使用目的等

寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）

番 号	1	2	3	4	5
種 類					
項目（題目・構造等）					
所 在 地					
数 量（面積等）					
贈与又は譲渡した財産の価額	①				
贈与又は譲渡した財産の取得年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得費	取得価額・設備費・伝票費	②			
	増加費相当額	③			
	差引計（②－③）	④			
	増算取得費による場合（①×⑤％）	⑤			
	譲渡に要した費用	⑥			
	計（②＋⑥）又は（③＋⑥）	⑦			
差引金額（④－⑦）	⑧				
申請の趣旨	代表者以外の申請者の氏名				
	代表者以外の申請者の身分				
使用目的等	使用開始（予定）年月日	開 始・予 定 ・ ・	開 始・予 定 ・ ・	開 始・予 定 ・ ・	開 始・予 定 ・ ・
	使 用 目 的				

この表には、第3表一付1及び第3表一付2があります。
寄附財産が使用開始されていない場合（上記の「使用開始（予定）年月日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建築物等を新たに建築する場合）には、第3表一付1の所定の事項を記載してください。
また、寄附財産がやむを得ない事情により譲渡された場合には、第3表一付2の所定の事項を記載してください。

（資 13-1-5-A 4 統一）

改 正 前

3 寄附財産の明細及び使用目的

寄附財産の明細及び使用目的（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）

番 号	種 類	項目（題目・構造等）	所 在 地	数 量 （面積等）	価 格	取得年月日	申請者の代表者の場合		使 用 目 的	
						取得価額	申請者氏名	持分	使用開始年月日	使用目的
1						・ ・				
2						・ ・				
3						・ ・				
4						・ ・				
5						・ ・				
6						・ ・				
7						・ ・				
8						・ ・				
9						・ ・				
10						・ ・				
11						・ ・				
12						・ ・				
13						・ ・				
14						・ ・				
15						・ ・				
合 計						千円	千円			

この表には、第3表一付1及び第3表一付2があります。
寄附財産が使用開始されていない場合（上記の「使用開始（予定）日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建築物等を新たに建築する場合）には、第3表一付1の所定の事項を記載してください。
また、寄附財産がやむを得ない理由により譲渡された場合には、第3表一付2の所定の事項を記載してください。

（資 13-1-5-A 4 統一）

改 正 後

〔第3表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表には、譲渡所得の基因とならない財産（例えば、現金・預貯金等）については、記載を要しません。
- 2 「寄附財産の明細及び使用目的等」欄は、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、土地及び建物以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
- 3 「使用開始(予定)日」欄には、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用開始した年月日を記載してください。
- 4 「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」や「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」等のように具体的に記載してください。
- 5 土地及び建物以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机、いす等の種類ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。この場合に、記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を明記して添付していただいても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 寄附申込書の写し
- 2 寄附の受入れに係る理事会等の議事録（法人を設立するための財産の提供の場合には、設立発起人会等の議事録）の写し
- 3 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産の鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等）
- 4 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）
- 5 寄附財産が土地の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその土地の登記事項証明書等（農地の場合には、農地転用許可書の写しを含む）、②利用状況を示した公図の写し又は地番入実測図、その土地を中心とした見取図（隣接した土地の利用者の記載された住宅案内図等）及び写真等
なお、その土地の上に建物がある場合には、その建物の登記事項証明書等、建物の配置等利用状況を示した平面図及び写真等
- 6 寄附財産が建物の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその建物の登記事項証明書等、②利用状況の分かる平面図及び写真等
- 7 寄附財産が株式の場合には、①寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株券又は株主名簿の写し等）、②配当金の利用計画書、③過去5年間の配当状況を記した書類、④発行人の直近の事業報告書・決算書等
- 8 寄附財産が美術品の場合は、①寄附した美術品のうち主要なもののカラー写真、②寄附後3年間における寄附財産の展示（利用）計画書

改 正 前

〔第3表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表には、譲渡所得の基因とならない財産（例えば、現金・預貯金など）については、記載を要しません。
- 2 「寄附財産の明細及び使用目的等」欄は、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、土地及び建物以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
- 3 「使用開始(予定)日」欄には、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用開始した年月日を記載してください。
- 4 「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」や「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
- 5 土地及び建物以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机、いすなどの種類ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。この場合に、記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を明記して添付していただいても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 寄附申込書の写し
- 2 寄附の受入れに係る理事会等の議事録（法人を設立するための財産の提供の場合には、設立発起人会等の議事録）の写し
- 3 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産の鑑定評価書の写し等、株式の評価明細書、美術品の鑑定書など）
- 4 寄附財産が土地の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその土地の登記事項証明書等（農地の場合には、農地転用許可書の写しを含む）、②利用状況を示した公図の写し又は地番入実測図、その土地を中心とした見取図（隣接した土地の利用者の記載された住宅案内図等）及び写真等
なお、その土地の上に建物がある場合には、その建物の登記事項証明書等、建物の配置等利用状況を示した平面図及び写真等
- 5 寄附財産が建物の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその建物の登記事項証明書等、②利用状況の分かる平面図及び写真等
- 6 寄附財産が株式の場合には、①寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株券又は株主名簿の写しなど）、②配当金の利用計画書、③過去5年間の配当状況を記した書類、④発行人の直近の事業報告書・決算書等
- 7 寄附財産が美術品の場合は、①寄附した美術品のうち主要なもののカラー写真、②寄附後3年間における寄附財産の展示（利用）計画書

改正前

4 法人が寄附を受けた財産の状況 第3表の「寄附財産の明細及び使用目的」欄に記入した財産以外の財産について記入します。

[illegible]

(資 13-1-7-A 4 統一)

改 正 後

【第4表の記載要領】

《記載要領》

この表は、第1表の寄附年月日以前に法人が寄附を受けた財産及び第3表の「寄附財産の明細及び使用目的」に記載した財産以外のもの（例えば、譲渡取得の基金としない現金・預貯金等）について、寄附年月日等の所定の事項を記載してください。

記載に当たっては次の点に留意してください。

1 第1表の寄附年月日に近い日の寄附から、順に記載してください。

2 寄附年月日並びに種類及び細目を同じくする財産は、まとめて記載してください。

（注）1 記載すべき件数が多く、この表が数枚に及ぶこととなる場合には、上記1及び2による記載を省略して、会計年度ごとの合計金額のみを記載しても差し支えありません。

ただし、次の寄附については、省略せずに記載してください。

①寄附者及びその親族からの寄附

②土地、建物、株式、美術品及び立木の寄附

③過去に非課税の承認を受けた寄附

2 会計年度ごとの合計金額のみを記載してこの表を提出する場合には、この表の適宜の箇所に「法人が寄附を受けた財産の状況については、各年度ごとの合計金額のみを記載していますが、記載内容を省略していない第4表の提出を求められた場合には、速やかに提出します。」と記載してください。

3 記載する内容に相当する内容（②1及び2による方法で提出する場合を含む。）が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

改 正 前

【第4表の記載要領】

《記載要領》

この表は、第1表の寄附年月日以前に法人が寄附を受けた財産及び第3表の「寄附財産の明細及び使用目的」に記載した財産以外のもの（例えば、譲渡取得の基金としない現金・預貯金など）について、寄附年月日等の所定の事項を記載してください。

記載に当たっては次の点に留意してください。

1 第1表の寄附年月日に近い日の寄附から、順に記載してください。

2 寄附年月日並びに種類及び細目を同じくする財産は、まとめて記載してください。

（注）1 記載すべき件数が多く、この表が数枚に及ぶこととなる場合には、上記1及び2による記載を省略して、会計年度ごとの合計金額のみを記載しても差し支えありません。

ただし、次の寄附については、省略せずに記載してください。

①寄附者及びその親族からの寄附

②土地、建物、株式、美術品及び立木の寄附

③過去に非課税の承認を受けた寄附

2 会計年度ごとの合計金額のみを記載してこの表を提出する場合には、この表の適宜の箇所に「法人が寄附を受けた財産の状況については、各年度ごとの合計金額のみを記載していますが、記載内容を省略していない第4表の提出を求められた場合には、速やかに提出します。」と記載してください。

3 記載する内容に相当する内容（②1及び2による方法で提出する場合を含む。）が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

改正後

5 法人の機関の構成

(平成 年 月 日現在)

(1) 理事又は責任役員

番号	氏名 (年齢)	住所	寄附金との 関係その他の 特 殊 関 係	他の理事又は 監事との関係 その他の特 殊 関 係	法人から受 ける給料・報酬	定員		
						名	役員	名
1	(歳)				月額 円			
2	(歳)							
3	(歳)							
4	(歳)							
5	(歳)							
6	(歳)							
7	(歳)							
8	(歳)							
9	(歳)							
10	(歳)							
11	(歳)							
12	(歳)							
13	(歳)							
14	(歳)							
15	(歳)							

(2) 監 事

番号	氏名 (年齢)	住所	寄附金との 関係その他の 特 殊 関 係	他の監事、理事又 は評議員との関係 その他の特 殊 関 係	法人から受 ける給料・報酬	定員		
						名	役員	名
1	(歳)				月額 円			
2	(歳)							
3	(歳)							
4	(歳)							
5	(歳)							

(資 13-1-5-A 4 続一)

第5表

改正前

5 法人の機関の構成

(平成 年 月 日現在)

(1) 理事又は責任役員

氏名 (年齢)	住所	寄附金との 関係その他の 特 殊 関 係	他の理事又は 監事との関係 その他の特 殊 関 係	法人から受 ける給料・報酬	定員		
					名	役員	名
(歳)				月額 円			
(歳)							
(歳)							
(歳)							
(歳)							
(歳)							
(歳)							
(歳)							
(歳)							
(歳)							
(歳)							
(歳)							
(歳)							
(歳)							
(歳)							
(歳)							
(歳)							
(歳)							
(歳)							
(歳)							
(歳)							

(2) 監 事

氏名 (年齢)	住所	寄附金との 関係その他の 特 殊 関 係	他の監事、理事又 は評議員との関係 その他の特 殊 関 係	法人から受 ける給料・報酬	定員		
					名	役員	名
(歳)				月額 円			
(歳)							
(歳)							
(歳)							
(歳)							
(歳)							

(資 13-1-5-A 4 続一)

第5表

改 正 後

【第5表及び第6表の記載要領】

《記載要領》

第5表、第6表共通

- 1 この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。
 - 2 「(1)理事又は責任役員」の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1)「寄附者との親族その他特殊関係」欄は、寄附者からみて次に掲げる者に該当する場合に、その関係を「〇〇の長男」、「△△が社長の親××の社員」、「第5表の理事(番号)の弟」のように具体的に記載してください。
 - また、寄附者からみて次に掲げる者に該当しない場合には、「なし」と記載してください。
 - イ 寄附者の親族
 - ロ 寄附者とまだ婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 寄附者の使用人
 - ニ 寄附者の使用人以外の者で寄附者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者
 - ホ 上記ロからニに掲げる者の親族で、これらの者と生計を一にしている者
 - ヘ 次に掲げる法人の役員又は使用人
 - (イ) 寄附者が役員となっている他の法人
 - (ロ) 寄附者及び上記イからホまでに掲げる者並びにこれらの者と特殊の関係にある法人を判定の基礎とした場合に同族会社に該当する他の法人
 - (2)「他の理事又は監事との親族その他特殊関係」欄の記載は、上記(1)に準じて記載してください。
 - (3)「この法人以外の勤務先等関係する法人・団体の名称及びそこでの役職等」欄には、寄附を受けた法人以外の勤務先、役員となっている法人又は団体の名称及びそこでの役職名を「〇〇社長」のように具体的に記載してください。
 - また、個人で事業を行っている場合には、その事業について「〇〇販売業」のように記載してください。
 - 3 「(2)監事」及び第6表「(3)評議員又は信託総代」の記載に当たっても、上記2と同様の点に留意してください。
- (注) 記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

改 正 前

【第5表及び第6表の記載要領】

《記載要領》

第5表、第6表共通

- 1 この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。
 - 2 「(1)理事又は責任役員」の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1)「寄附者との親族その他特殊関係」欄は、寄附者からみて次に掲げる者に該当する場合に、その関係を「〇〇の長男」、「△△が社長の親××の社員」のように具体的に記載してください。
 - また、寄附者からみて次に掲げる者に該当しない場合には、「なし」と記載してください。
 - イ 寄附者の親族
 - ロ 寄附者とまだ婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 寄附者の使用人
 - ニ 寄附者の使用人以外の者で寄附者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者
 - ホ 上記ロからニに掲げる者の親族で、これらの者と生計を一にしている者
 - ヘ 次に掲げる法人の役員又は使用人
 - (イ) 寄附者が役員となっている他の法人
 - (ロ) 寄附者及び上記イからホまでに掲げる者並びにこれらの者と特殊の関係にある法人を判定の基礎とした場合に同族会社に該当する他の法人
 - (2)「他の理事又は監事とその親族その他特殊関係」欄の記載は、上記(1)に準じて記載してください。
 - (3)「この法人以外の勤務先等関係する法人・団体の名称及びそこでの役職等」欄には、寄附を受けた法人以外の勤務先、役員となっている法人又は団体の名称及びそこでの役職名を「〇〇社長」のように具体的に記載してください。
 - また、個人で事業を行っている場合には、その事業について「〇〇販売業」のように記載してください。
 - 3 「(2)監事」及び第6表「(3)評議員又は信託総代」の記載に当たっても、上記2と同様の点に留意してください。
- (注) 記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

改正前

100

(資 13-1-9-A 4 統一)

第6表

(資 13-1-9-A 4 統一)

改 正 後	改 正 前
〔第6表〕の記載要領は、〔第5表〕の記載要領を参照のこと。	〔第6表〕の記載要領は、〔第5表〕の記載要領を参照のこと。

改正後

10-4 法人の事業の規模等—社会福祉事業を行う法人

(平成 年 月 日現在)

法人の設置する施設の種類	施設の種類	収容定員	④ 実際の収容人員	⑤のうち措置委託又は保育の実施による人員	措置委託又は保育の実施によらない者から徴収する利用料金及びその決定方法
		名	名	名	
(注) 措置委託又は保育の実施の対象となる施設が措置委託又は保育の実施による者を取寄していない場合又は措置委託又は保育の実施による者のほか措置委託又は保育の実施によらない者も取寄している場合には、その理由書を添付します。					

第14表
社会福祉事業を行う法人
用

10-5 法人の事業の規模等—医療事業を行う法人

(1) 入院患者の収容人員等

(平成 年 月 日現在)

区分	科	科	科	科	科	科	科
収容定員	名	名	名	名	名	名	名
実際の収容人員	名	名	名	名	名	名	名
救急病院又は救急診療所の告示	告示年月日 { . . . }・告示なし		入院患者用 ベッド総数		右のうち 常設ベッ ドの数	右のうち 常設ベッ ド1台当り の総額料金	最高 円 最低 円
診療時間	平日	通常診療 時～時 救急診療 時～時	日曜日	通常診療 時～時 救急診療 時～時	時～時・休診	時～時・休診	時～時・休診
医療計画への掲載又は公示	掲載又は公示されている都道府県 { . . . }		告示・掲載年月日 { . . . }		基金の有無 有 無		

(2) 診療収入の明細 (寄附をした日の属する年の前年1年間 (個人で開業していた期間を含む。))

診療収入の区分	患者数	基金から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	合計収入金額	構成比
社会保険診療	名	千円	千円	千円	%
介護保険給付					
自由診療					
診療外収入					
合 計	名	千円	千円	千円	100 %

(資 13-1-17-A 4 続一)

改正前

10-4 法人の事業の規模等—社会福祉事業を行う法人

(平成 年 月 日現在)

法人の設置する施設の種類	施設の種類	収容定員	④ 実際の収容人員	⑤のうち措置委託又は保育の実施による人員	措置委託又は保育の実施によらない者から徴収する利用料金及びその決定方法
		名	名	名	
(注) 措置委託又は保育の実施の対象となる施設が措置委託又は保育の実施による者を取寄していない場合又は措置委託又は保育の実施による者のほか措置委託又は保育の実施によらない者も取寄している場合には、その理由書を添付します。					

第14表
医療事業を行う法人
社会福祉事業を行う法人
用

10-5 法人の事業の規模等—医療事業を行う法人

(1) 入院患者の収容人員等

(平成 年 月 日現在)

区分	科	科	科	科	科	科	科
収容定員	名	名	名	名	名	名	名
実際の収容人員	名	名	名	名	名	名	名
救急病院又は救急診療所の告示	告示年月日 { . . . }・告示なし		入院患者用 ベッド総数		右のうち 常設ベッ ドの数	右のうち 常設ベッ ド1台当り の総額料金	最高 円 最低 円
診療時間	平日	通常診療 時～時 救急診療 時～時	日曜日	通常診療 時～時 救急診療 時～時	時～時・休診	時～時・休診	時～時・休診

(2) 診療収入の明細 (寄附をした日の属する年の前年1年間 (個人で開業していた期間を含む。))

診療収入の区分	患者数	基金から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	合計収入金額	構成比	診療報酬が社会保険診療報酬と異なる基準の場合はその基準 (1点基準等)
社会保険診療	名	千円	千円	千円	%	
自由診療						
診療外収入						
合 計	名	千円	千円	千円	100 %	

(資 13-1-17-A 4 続一)

改 正 後

〔第 14 表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。
 - 2 10－4（（法人の事業の規模等－社会福祉事業を行う法人）の「施設の種類」欄には、「保育所」、「特別養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」のように、具体的に記載してください。
 - 3 10－5（（法人の事業の規模等－医療事業を行う法人）の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 「救急病院又は救急診療所の告示」欄は、法人の設置する病院又は診療所が、救急病院等を定める省令第2条の規定による告示があったものである場合には、告示年月日を記載し、告示がない場合には、「告示なし」の文字を○で囲みます。
 - (2) 「(2)診療収入の明細」の「社会保険診療」欄には、租税特別措置法第26条第2項各号に掲げる給付、介護保険法の規定に基づく保険給付又は医療若しくは助産につき支払いを受ける金額及び患者の数を記載してください。
- (注) 記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 10－4（（法人の事業の規模等－社会福祉事業を行う法人）の「④のうち措置委託又は保育の実施による人員」欄に記載した人員がある場合には、その対象人員について措置委託又は保育の実施を行った市区町村長等の証明書等
- 2 措置委託又は保育の実施の対象となる施設に措置委託又は保育の実施によらない者を収容している場合には、その理由書

改 正 前

〔第 14 表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。
 - 2 10－4（（法人の事業の規模等－社会福祉事業を行う法人）の「施設の種類」欄には、「保育所」、「特別養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」のように、具体的に記載してください。
 - 3 10－5（（法人の事業の規模等－医療事業を行う法人）の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 「救急病院又は救急診療所の告示」欄は、法人の設置する病院又は診療所が、救急病院等を定める省令第2条の規定による告示があったものである場合には、告示年月日を記載し、告示がない場合には、「告示なし」の文字を○で囲みます。
 - (2) 「(2)診療収入の明細」の「社会保険診療」欄には、租税特別措置法第26条第2項各号に掲げる給付又は医療若しくは助産につき支払いを受ける金額及び患者の数を記載してください。
- (注) 記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 10－4（（法人の事業の規模等－社会福祉事業を行う法人）の「④のうち措置委託又は保育の実施による人員」欄に記載した人員がある場合には、その対象人員について措置委託又は保育の実施を行った市区町村長等の証明書等
- 2 措置委託又は保育の実施の対象となる施設に措置委託又は保育の実施によらない者を収容している場合には、その理由書

改 正 後

改 正 前

(新規)

財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書


 国 税 庁 長 官 殿
 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

届出者 平
 住 所 _____
 〒 _____
 氏 名 _____

生年月日 (明・大・昭・平 年 月 日)

職 業 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____

(1) 租税特別措置法第40条第3項に規定する
 財産等が寄附後一定期間内に使用開始され
 ない場合

(承認申請書第3表の「使用開始(予定)日」欄
 に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建
 物等を新たに建築する場合を含む。)
 (平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日現在)

① 財産等が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築工の有無	入 札 年 月 日	建築確認申請年月日	請負開始年月日	工事完工年月日	請負契約金額
有 ・ 無	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	千円

建築請負業者 に関する事項	所 在 地	
	名 称	(電話番号 ____ - ____ - ____)

建 築 資 金 の 調 達 方 法 等	調達(予定)年月日	調達(予定)方法	金額(予定)	調 達 (予 定) 先 (調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達 先との関係
・ ・		借入・寄附・自己 資金	千円		
・ ・		借入・寄附・自己 資金			
・ ・		借入・寄附・自己 資金			
・ ・		借入・寄附・自己 資金			
・ ・		借入・寄附・自己 資金			

(注) 請負金額の金額に係る建築資金の調達方法を記載してください。

② ①以外の場合

(使用開始されていない理由を具体的に記入します。)

(2) 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合又は租税特別措置法第40条第5項から第9項の規定により取得する財産等が譲渡等の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合 (平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日現在)

(寄附財産の使用開始が、やむを得ない事情により寄附のあった日から2年以内又は譲渡等の日の翌日から1年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。)

使用開始予定年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

※ 税務署管理簿

記 帳 簿	通 信 手 続 書	通 信 手 続 書	通 信 手 続 書

※の項目は記入する必要がありません。

(資 13-38-A 4 統一)

改 正 後	改 正 前
〔記載要領等〕 《使用区分》 この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項の規定による寄附財産を寄附の日から2年以内に公益目的事業の用に直接供せないやむを得ない事情を届出する場合又は措置法第40条第5項から第9項の規定による譲渡等の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接供せないやむを得ない事情を届出する場合に使用します。 《記載要領》 この表には、届出書を提出する日にできるだけ近い日の状況により記載してください。 《添付書類》 1 財産等が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合 (1) 建築請負契約書の写し (2) 建築資金の調達方法が確認できる書類（例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等） (3) 建築工事のスケジュール表 (4) 建築する建物の利用状況が分かる平面図 (5) 建築業者の選定経緯が分かる書類（例えば、入札に係る理事会の議事録の写しなど） (注) 建築完了後、①建築した建物の登記事項証明書等、②建築した建物の写真を提出してください。 2 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合又は譲渡等の日の翌日から1年以内に使用できない場合 そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等	(新規)

改 正 後

改 正 前

(新規)

租税特別措置法施行令第25条の17第3項の規定により代替資産を取得する場合の届出書



国 税 庁 最 高 庁

平成 年 月 日

届出者

所在地

名 称

代表者氏名

(連絡先)

氏 名

電話番号

贈り又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第25条の17第3項に規定する理由により
譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。

(平成 年 月 日現在)

(1) 財産等が使用開始されていない場合
別添のとおり (理由書及びその関係書類を添付します。)

(2) 財産等の明細等

番号	譲 受 者		新所有者と譲受 者との関係	譲渡価額	譲渡代金の預入銀行等		
	引渡年月日	住 所			銀行等名	口座名義	口座番号
	・ ・			千円	/		
	・ ・				/		
	・ ・				/		
	・ ・				/		
	・ ・				/		
	・ ・				/		
	・ ・				/		
	・ ・				/		
合 計				④ 千円			

(3) 代替取得資産の明細等

契約年月日	種 類	種 目	所 在 地	数 量	価 値	取得の 相手方	住 所	新所有者と取 得の相手方 との関係	使 用 開 始 日	使 用 目 的
平成年月日					千円		氏 名			
・ ・									・	
・ ・									・	
・ ・									・	
・ ・									・	
・ ・									・	
・ ・									・	
・ ・									・	
・ ・									・	
・ ・									・	
・ ・									・	
・ ・									・	
合 計					⑤ 千円					

(4) 代替資産を取得していない場合又は上記(3)の「⑤」欄の金額が上記(2)の「④」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産
の取得計画

別添のとおり (理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)

※ 税務署管理用			
税務署 長官印	届出 年月日	・ ・	届出 番号
	届出 場所	・ ・	

※の項目は記入する必要がありません。

(資 13-29-A 4 統一)

改 正 後	改 正 前
〔記載要領等〕 《使用区分》 この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、当該財産若しくは代替資産又は買換え資産を租税特別措置法施行令第25条の17第3項に定める理由により譲渡する場合に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって同項に規定する代替資産を取得することを申し出る際に使用します。 《記載要領》 この届出書には、譲渡する財産若しくは代替資産又は買換え資産の明細、及びその譲渡代金で取得する代替資産の明細を記載してください。 《添付書類》 1 譲渡した財産等の当初の利用計画等について確認できる書類 2 財産等を譲渡することになったやむを得ない理由書等 3 財産等の譲渡に係る理事会及び評議員会の議事録の写し 4 財産等の譲渡に係る売買契約書の写し 5 代替資産の取得に係る売買契約書又は建替譲渡契約書及び領収書の写し 6 寄附を受けた法人に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替資産の登記事項証明書等 7 譲渡及び取得に係る収支明細表 8 寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替資産の取得計画書及びその関係書類 9 代替資産の利用状況の分かる平面図（設計図）、写真等	（新規）

(新規)

租税特別措置法第40条第5項の規定による買換資産の届出書



国 税 庁 長 官 殿

平成 年 月 日

届出者 氏名 _____

所在地 _____

名称 _____

代表者氏名 _____

(連絡先) 氏 名 _____

電話番号 _____

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって取得した買換資産を、譲渡の日の翌日から1年を経過する日までに公益目的事業の用に直接供する予定ですので租税特別措置法第40条第5項の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日
-------------	-------------	-------	-------------

譲渡しようとする財産等の寄附者	住 所 電 話 番 号	(寄附時の住所)
	コ リ ギ ナ 名	(電話番号 ー ー)

譲渡しようとする財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額 千円	譲渡予定年月日	公益目的事業に 直接供した日	使用 高 度

取得する買換資産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額 千円	取得予定年月日	使用開始予定 年 月 日	使用 目 的

その他参考事項 (やむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。)

使用開始予定年月日

平成 年 月 日

印 税務署整理簿

※この項目は記入する必要ありません。

届出書 提出日	届出書 提出日	届出書 提出日	届出書 提出日	届出書 提出日	届出書 提出日	届出書 提出日	届出書 提出日

(資 13-30-A 4 続一)

改 正 後

改 正 前

[記載要領等]

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を譲渡する場合に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって買換資産を取得することにより措置法第40条第5項の規定の適用を受ける場合に使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、公益法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。
- 「取得する買換資産の明細」欄には、取得する買換資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用開始予定年月日」欄は、取得する買換資産を公益目的事業の用に直接使用する予定の日を記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や取得する買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。
また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 譲渡しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である公益法人等の登記事項証明書等
- 買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合は、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等

（新規）

改 正 後

改 正 前

(新規)

租税特別措置法第40条第6項の規定による公益法人等が合併する場合の届出書


 平成 年 月 日
 国 税 庁 長 官 殿
 届出者 平
 所 在 地
 名 称
 代表者氏名
 (連絡先) 氏 名
 電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは
 代替資産又は買換資産を下記のとおり合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人
 等に移転する予定ですので租税特別措置法第40条第6項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承 認 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
---------	-------------	-----------	-------------

公益合併法人に移転 する財産等の寄附者	住 居 番 号	(寄附時の住所)
	氏 名	(電話番号 - -)

承認を受けた財産の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	種 類	細 目	所 在 地	数 量

公益合併法人【☐ 存続する法人 ☐ 設立する法人】 【合併予定年月日 平成 年 月 日】

主たる事務所の所在地	フ リ ー フ ォ ー ム 特 別 区 画 内 住 居 番 号	代表者氏名	電話番号
			- -

公益合併法人に移転する財産等の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	使用開始予定 年 月 日	使 用 目 的
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	

その他参考事項（やむを得ない事情により合併の日翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。）

使用開始予定年月日 平成 年 月 日

※ 税務署整理欄

税務署整理欄	税務署整理欄	税務署整理欄	税務署整理欄	税務署整理欄	税務署整理欄	税務署整理欄	税務署整理欄

※の項目は記入する必要はありません。

(資 13-31-A 4 統一)

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が合併する場合で、公益法人等が合併により存続する公益法人等又は合併により設立される公益法人等に対し、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を移転させ措置法第40条第6項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「公益合併法人に移転する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「公益合併法人」欄には、届出者から財産等の移転を受ける合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。また、合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等の別により、【存続する法人、設立する法人】欄の□にチェックを入れてください。
- 5 「公益合併法人に移転する財産等の明細」欄には、届出者から公益合併法人に対し移転する財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用目的」欄は、公益合併法人に移転された後の使用目的を「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
- 6 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転する財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 7 この届出書は「公益合併法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。
また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 公益合併法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である公益法人等及び公益合併法人（既設法人の場合のみ）の登記事項証明書等
- 3 公益合併法人が措置法第40条第6項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 4 公益合併法人に移転しようとする財産がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができないと見込まれる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

（新規）

改 正 後

改 正 前

租税特別措置法第40条第7項の規定による公益法人等が解散する場合の届出書

平成 年 月 日

国 税 庁 長 官 殿

届出者 平 地

所在地

〒

番 号

代表者氏名

(連絡先) 氏 名

電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり他の公益法人等に対し解散による残余財産の分配若しくは引渡しにより移転する予定ですので租税特別措置法第40条第7項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
---------	-------------	----------	-------------

解散引継法人に移転する財産等の寄附者	住所	〒	(電話番号 - -)
	氏 名		

承継を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

解散引継法人 【解散予定年月日 平成 年 月 日】

主たる事務所の所在地	〒	代表者氏名	電話番号
			- -

解散引継法人に移転する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	

その他参考事項（やむを得ない事情により解散の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。）

使用開始予定年月日 平成 年 月 日

※ 税務整理簿

種類	細目	数量	使用開始予定年月日	使用目的

※の項目は記入する必要はありません。

(資 13-22-入 4 統一)

(新規)

改 正 後

改 正 前

[記載要領等]

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が解散する場合に、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を解散引継法人に対して残余財産の分配若しくは引渡しとして移転させ租税特別措置法第40条第7項の規定を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
 - 2 「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
 - 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
 - 4 「解散引継法人」欄には、届出者から残余財産の分配若しくは引渡しにより財産等の移転を受ける他の公益法人等の名称や主たる事務所等について記載してください。
 - 5 「解散引継法人に移転する財産等の明細」欄には、届出者から残余財産の分配若しくは引渡しにより移転する財産等の明細等を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用目的」欄は、解散引継法人に移転された後の使用目的を「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
 - 6 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転する財産等がやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
 - 7 この届出書は「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に各明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 解散引継法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である公益法人等及び解散引継法人の登記事項証明書等
- 3 解散引継法人が措置法第40条第7項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 4 解散引継法人に移転しようとする財産がやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

（新規）

改 正 後

改 正 前

租税特別措置法第40条第8項の規定による公益法人等が認定の取消し処分を受けた場合の届出書

平成 年 月 日

国 税 庁 長 官 殿

届出者 子
所在地
フリガナ
名 称
代表者氏名
(連絡先)
氏 名
電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産額に相当する額の財産を下記のとおり他の公益法人等に贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第8項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日
---------	-------------	-------	-------------

引継法人に贈与する財産等の寄附者

住所 (寄附時の住所)
電話番号 (電話番号 ー ー)
フリガナ氏 名

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

申請者が特定処分を受けた年月日 特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事柄の詳細

平成 年 月 日

引継法人 【贈与予定年月日 平成 年 月 日】

主たる事務所の所在地	フリガナ 名 称	代表者氏名	電話番号
			ー ー

引継法人に贈与する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	特定処分前日における価額 千円	使用開始予定 年月日	使用目的
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	

租税特別措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の全部 (左欄の金額の計算に関する明細)

円

引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額 千円	取得予定年月日	使用開始 予定年月日	使用目的
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	

その他参考事項 (やむを得ない事情により特定処分の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を記します。)

使用開始予定年月日 平成 年 月 日

市 税務署整理欄

届出番号	市 税務署	市 税務署	市 税務署	市 税務署	市 税務署	市 税務署	市 税務署
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

市の項目は記入する必要があります。

(第13-33-A4様式)

(新規)

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第1項又は第2項に規定する同法第5条の公益認定の取消しの処分（以下「特定処分」といいます。）を受けた場合に、定款の定めに従い当該財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を他の公益法人等に贈与し、租税特別措置法第40条第8項の規定を受ける場合に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「引継法人に贈与する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「引継法人」欄には、特定処分を受けた届出者から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受ける他の公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 5 「引継法人に贈与する財産等の明細」欄には、特定処分を受けた届出者が定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産等を引継法人に贈与する場合の、当該財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載するとともに、使用目的、租税特別措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考）1 租税特別措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）

公益目的取得財産残額×財産等の特定処分を受けた日の前日の価額
公益認定法施行規則第49条第1項及び同条第2項の金額の合計額

2 公益認定法第50条第1項の適用がある場合の租税特別措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）

公益目的取得財産残額×財産等の特定処分を受けた日の前日の価額
公益認定法施行規則第50条第3項第1号及び同項第2号の金額の合計額

- 6 「引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産等の贈与を受けた場合に、当該財産等をもって新たに取得しようとする財産の明細等を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 7 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により特定処分の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 8 この届出書は「引継法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 引継法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である公益法人等及び引継法人の登記事項証明書等
- 3 引継法人が措置法第40条第8項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 4 引継法人に贈与しようとする財産がやむを得ない事情により特定処分の日の翌日から1年以内に直接公益目的事業の用に直接使用できないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

（新規）

改 正 後

改 正 前

租税特別措置法第40条第9項の規定による特定一般法人が公益目的支出計画に基づき公益法人等に贈与する場合の届出書

国税庁 届出書 平成 年 月 日

届出者 所在地 名称 代表者氏名 (連絡先) 氏 名 電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を、公益目的支出計画に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成19年法律第50号)第119条第2項第1号に掲げる公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第3条第17号に規定する者に対し下記のとおり贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第9項の規定による届出をします。

当初寄附年月日 昭和・平成 年 月 日 承認年月日 昭和・平成 年 月 日

受贈公益法人等に贈与する財産等の要附者 在 居 所 (寄附時の住所) 電話番号 (電話番号 - -) 氏 名

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

受贈公益法人等 【贈与予定年月日 平成 年 月 日】

主たる事務所の所在地 名称 代表者氏名 電話番号 - -

受贈公益法人等に贈与する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的

その他参考事項(やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 平成 年 月 日

印 税務署長印

※印は記入する必要はありません。

(資13-34-A4統一)

(新規)

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を公益目的支出計画に基づき他の公益法人等に贈与する場合に、措置法第40条第9項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「受贈公益法人等」欄には、届出者から公益目的支出計画に基づき贈与を受ける公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 5 「受贈公益法人等に贈与する財産等の明細」欄には、受贈公益法人等が届出者から贈与を受ける財産等の明細等を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
- 6 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与する財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 7 この届出書は「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 受贈公益法人等に贈与しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である特定一般法人及び受贈公益法人等の登記事項証明書等
- 3 受贈公益法人等が措置法第40条第9項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 4 受贈公益法人等に贈与しようとする財産がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に直接公益目的事業の用に直接使用できない場合は、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等

（新規）

改 正 後

改 正 前

租税特別措置法第40条第11項の規定による特定一般法人が公益認定
を受けた場合の届出書



国 税 庁 長 官 殿

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

届出者 〒 _____

所在地 _____

フリガナ _____

名 称 _____

代表者氏名 _____ 印 _____

(連絡先) 氏 名 _____

電話番号 _____

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法第40条第11項の規定による届出をします。

届出前の名称等				【公益認定法第4条の認定年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日】			
主たる事務所の所在地		フリガナ _____		代表者名		電話番号 _____	
当初寄附年月日	昭和・平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日		承認年月日	昭和・平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日			
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所	(寄附時の住所)					
	電話番号	〒 _____ (電話番号 - -)					
フリガナ _____							

特定贈与等を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	使用実績

その他参考事項

※の項目は記入する必要がありません。

※ 取組等把握欄

実施状況	実施内容	実施時期	実施回数	実施結果	実施方法	実施場所	実施人員	実施費用	実施効果	実施評価

(資 13-35-A 4 統一)

(新規)

改 正 後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、特定一般法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第4条の認定を受けたときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、租税特別措置法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した特定一般法人が公益認定法第4条の認定を受けた場合に、当該認定を受けた後の公益社団（財団）法人の所在地等について記載し、当該公益社団（財団）法人の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「認定前の名称等」欄には、届出者が公益認定法第4条の認定を受ける前の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在の住所等及び申請者に対し財産を特定贈与等した者の特定贈与等をした時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、届出者が特定贈与等を受けた財産の明細を記載します。
なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。
- 5 「その他参考事項」欄には、公益認定法第4条の認定を受けたことを届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
- 6 この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 届出者である公益法人等の公益認定法第4条の認定後の登記事項証明書等
- 2 公益認定法第4条の認定を受けたことを証する書類

改 正 前

（新規）

改 正 後

改 正 前

租税特別措置法施行令第25条の17第21項の規定による公益法人等が
公益認定を取り消された場合の届出書

国税庁長官殿 平成 年 月 日

届出者 〒 所在地
名称
代表者氏名 (郵便先) 氏名 電話番号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項又は第2項の規定による同法第8条の公益認定の取消しの処分を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法施行令第25条の17第21項の規定による届出をします。

認定取消し処分前の名称等

去たる事務所の所在地	代表者氏名	電話番号

取消し処分を受けた年月日 取消し処分を受けた事由 (二以上の事由があるときはそのすべての事由)

平成 年 月 日

定款変更の有無 定款変更年月日 定款変更の概要

☐ 有 ☐ 無 平成 年 月 日

当初寄附年月日 昭和・平成 年 月 日 承 継 年 月 日 昭和・平成 年 月 日

特定贈与等を受けた財産の寄附者 住所 (寄附時の住所) 電話番号 (電話番号 - -)
氏名

特定贈与等を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	使用基準

その他参考事項

※ 税務署整理欄

届出番号	届出年月日	届出種別	届出内容	届出結果	届出理由	届出期間	届出期間	届出期間

※の項目は記入する必要はありません。

(資 13-36-ス 4 統一)

(新規)

改 正 後

改 正 前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、公益法人等が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による同法第 5 条の公益認定の取消しの処分を受けたときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した公益法人等が公益認定法第 5 条の公益認定の取消し処分（以下「取消し処分」といいます。）を受けた場合に、当該取消し処分を受けた後の法人の所在地等について記載し、当該法人の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1 丁目 2 番 3 号」というように記載してください。
- 2 「認定取消し前の名称等」欄には、届出者が取消し処分を受ける前における名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1 丁目 2 番 3 号」というように記載してください。また、「取消し処分を受けた事由」欄に取消し処分を受けた事由を具体的に記載するとともに、定款を変更する場合には「定款変更の概要」欄に変更する項目の概要を記載してください。
- 3 「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在の住所等及び特定贈与等をした時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1 丁目 2 番 3 号」というように記載してください。
- 4 「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、届出者が特定贈与等を受けた財産の明細を記載します。
なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。
- 5 「その他参考」欄には、取消し処分を受けたことを届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
- 6 この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 届出者である法人の取消し処分後の登記事項証明書等
- 2 取消し処分を受けたことを証する書類
- 3 定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）

（新規）

改 正 後

改 正 前

特例民法法人である公益法人等が^{（公益社団法人又は公益財団法人へ移行）}
^{（一般社団法人又は一般財団法人へ移行）}した場合は届出書

国税庁 届出書 平成 年 月 日

届出者 平
 所在地
 名称
 代表者氏名
 (連絡先) 氏 名
 電話番号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第44条）の規定による（認定）を受けましたので、所
 得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第50条第3項の規定により下記のとおり届出します。

認定・認可前の名称等		【認定・認可年月日 平成 年 月 日】	
主たる事務所の所在地	名称	代表者氏名	電話番号
実施事業資産への該当の有無	実施事業資産である場合の事柄の詳細		
☐ 有 ☐ 無			
当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日
特定贈与等を受けた財産の寄附者	(寄附時の住所) 住 居 番 号 氏 名 (電話番号 ー ー)		
特定贈与等を受けた財産の明細			
種 類	種 目	所 在 地	数 量
使用 高 額			
その他参考事項			

※の項目は記入する必要はありません。

※ 税務電算処理

届出番号	届出年月日	届出者	届出内容	届出結果	届出状況	届出処理	届出完了

(資 13-37-入 4 統一)

(新規)

改 正 後

改 正 前

(新規)

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、特例民法法人である公益法人等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）第44条の認定又は同法第45条の認可を受けたときに使用します。

《記載要領》

- 1 届出者が整備法第44条の認定を受けた場合には、標題の「一般社団法人又は一般財団法人へ移行」、届出書の「第45条」及び「認可」の文字を二重線で抹消してください。
届出者が整備法第45条の認可を受けた場合には、標題の「公益社団法人又は公益財団法人へ移行」、届出書の「第44条」及び「認定」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「届出者」には、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した特例民法法人が、整備法第44条の認定又は同法第45条の認可を受けた場合には、当該認定又は認可後の法人の所在地等について記載し、当該法人の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「認定・認可前の名称等」欄には、届出者が整備法第44条の認定又は同法第45条の認可を受ける前における名称や主たる事務所の所在地等について記載します。
なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。また、届出者が整備法第45条の認可を受けた場合には、「実施事業資産への該当の有無」欄の該当箇所をチェックを付すとともに、実施事業資産がある場合には「実施事業資産である場合の事情の詳細」欄に実施事業資産であることについて事情の詳細を具体的に記載してください。
- 4 「特定贈与等を請けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在の住所等及び特定贈与等の時点での住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 5 「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、届出者が特定贈与等を受けた財産の明細を記載します。
なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。
- 6 「その他参考」欄には、整備法第44条の認定又は同法第45条の認可を受けたことを届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
- 7 この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

(整備法第44条の認定を受けた場合)

1 届出者である公益法人の整備法第44条認定後の登記事項証明書等

2 整備法第44条の認定を受けたことを証する書類

(整備法第45条の認可を受けた場合)

1 届出者である法人の整備法第45条認可後の登記事項証明書等

2 整備法第45条の認可を受けたことを証する書類

3 定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）

改正後

改正前

租税特別措置法第40条第__項の規定の適用を受けることの確認書

平成__年__月__日

国 税 庁 長 官 殿

(確認をした法人)

所 在 地 _____

フ リ ガ ナ 名 称 _____

代表者氏名 _____ 印

(連絡先)

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

当法人は、下記の法人が租税特別措置法第40条__項の規定の適用を受けることを
※裏面参照
 確認をします。

(特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人)

所 在 地 _____

フ リ ガ ナ 名 称 _____

代表者氏名 _____

○参考事項 (特定贈与等を受けた財産)

種類・細目 _____

所 在 地 _____

数 量 _____

(注) 特定贈与等を受けた法人が上記の規定を適用した場合には、確認をした法人が、当該特定贈与等を受けた法人とみなされることとなりますので、上記の規定適用日以降は確認をした法人に対して租税特別措置法第40条各項の規定が適用されることとなります。

(資13-38-A 4 続一)

(新規)

改 正 後	改 正 前
〔租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書記載要領等〕 《使用区分》 この書類は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の承認を受けた公益法人等（以下「当初法人」といいます。）が、同条第3項に規定する財産等について同条第6項から第9項までの規定の適用を受けようとする場合に、その財産等の移転などを受ける公益法人等（以下「引継法人等」といいます。）が、当初法人が当該規定を受ける旨を確認した際に作成します。なお、この書類を引継法人等が作成した後は、速やかに当初法人に交付してください。 《記載要領》 1 「租税特別措置法第40条第 項の規定を受ける・・・確認書」の には、次の区分に応じて次の数字を記載してください。 ① 措置法第40条第6項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・「6」 ② 措置法第40条第7項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・「7」 ③ 措置法第40条第8項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・「8」 ④ 措置法第40条第9項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・「9」 2 「（確認をした法人）」には、措置法第40条第3項に規定する財産等の移転などを受ける公益法人等が、その主たる事務所の所在地、名称などを記載し当該公益法人等の代表者印を押印してください。 なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。 3 「当法人は、・・・租税特別措置法第40条第 項の規定を受ける・・・確認しました。」の には、上記1に準じて記載してください。 4 「（特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人）」には、措置法第40条第6項から第9項の規定の適用を受けようとする当初法人の主たる事務所の所在地、名称などを記載してください。 5 「○参考事項（特定贈与等を受けた財産）」には、移転などを受ける財産等について記載してください。なお、移転などを受ける財産等が複数ありこの書類に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。	（新規）